



2018年3月27日

全国各地の最低賃金基準の推移

(2018年3月)

2018年3月現在の中国各地の最低賃金基準をアップデート致します。

《中華人民共和国労働法》（1994年公布、2009年改訂）第48条は、「国家は最低賃金保障制度を実行する。最低賃金の具体的な基準は省・自治区・直轄市人民政府が規定し、國務院に備案して報告する。雇用単位が労働者に支払う賃金は、当地の最低賃金基準を下回ってはならない」と規定しています。

また、最低賃金の原則は、《最低賃金規定》（中華人民共和国労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行）を参照し、実務に際しては、各地から公布される企業従業員の最低賃金規定および基準変更に関する通知を参考にする必要があります。

最低賃金基準	
定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者が法定就業時間または法に基づき締結した労働契約で約定する就業時間内に正常な労働を提供するとの前提の下、雇用単位が法に基づき支払うべき最低労働報酬 ● 雇用単位が労働者に支払うべき賃金は、以下の各項目を除いた後、当地の最低賃金基準を下回ってはならない（※） <ol style="list-style-type: none"> ① 就業時間延長分の賃金 ② 中番・遅番・高温・低温・地下・有毒/有害などの特殊な労働環境・条件下の手当 ③ 法律・法規および国家規定の労働者の福利・待遇等 <p>（※）最低賃金規定の除外項目（とくに社会保険料・住宅積立金）は、各地で異なる可能性があるため、詳細は要確認。例えば、北京市・上海市は、「個人が法に基づき納付する各社会保険料・住宅積立金」を除外項目として規定する一方、江蘇省は「労働者が下限に基づき預け入れる住宅積立金」を除外項目と規定</p>
形式	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金基準は、一般的に下記の2種に区分 <ol style="list-style-type: none"> ① 月額最低賃金基準：全日制（フルタイム）で就業する労働者に適用 ② 一時間当たりの最低賃金基準：非全日制（パートタイム）で就業する労働者に適用 ● 賃金は通貨形式で月毎に労働者本人に支給しなければならない（《労働法》第50条） ● 地区の経済社会発展レベルに基づき、各地の各行政区域で最低賃金基準に差異有り（※） <p>（※）全域統一の基準を適用する地区（北京・上海など）もあれば、区域内で各行政区域の実情に基づき異なる基準を適用する地区もあり。下表の《全国各地の最低賃金基準の推移》は最も高い水準である第一区分に準拠</p>
変更頻度	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金基準は少なくとも2年毎（※）に見直し <p>（※）各地で変更頻度は異なり、一部地区は各地の規定において2~3年毎に見直すとして規定</p>

全国各地の最低賃金基準の推移

(グレーの着色は当該年は変更無し、空欄は2018年3月時点で未公表)

(単位：元)

			2013	2014	2015	2016	2017	2018
華北	北京市	最低賃金	1,400	1,560	1,720	1,890	2,000	
		最低時給	15.2	16.9	18.7	21	22	
		適用開始日	1月1日	4月1日	4月1日	9月1日	9月1日	
	天津市	最低賃金	1,500	1,680	1,850	1,950	2,050	
		最低時給	15	16.8	18.5	19.5	20.8	
適用開始日		4月1日	4月1日	4月1日	7月1日	7月1日		
河北省	最低賃金		1,480		1,650			
	最低時給		15		17			
	適用開始日		12月1日		7月1日			
山西省	最低賃金	1,290	1,450	1,620		1,700		
	最低時給	14	16	17.7		18.5		
	適用開始日	4月1日	4月1日	5月1日		10月1日		
内モンゴル自治区	最低賃金	1,350	1,500	1,640		1,760		
	最低時給	11.4	12.2	13.3		18.6		
	適用開始日	10月1日	7月1日	7月1日		8月1日		
東北	遼寧省	最低賃金	1,300			1,530		1,620
		最低時給	13			15		16
		適用開始日	7月1日			1月1日		1月1日
吉林省	最低賃金	1,320		1,480		1,780		
	最低時給	11.5		13.5		17		
	適用開始日	7月1日		12月1日		10月1日		
黒龍江省	最低賃金			1,480		1,680		
	最低時給			14.2		16		
	適用開始日			10月1日		10月1日		
華東	上海市	最低賃金	1,620	1,820	2,020	2,190	2,300	2,420
		最低時給	14	17	18	19	20	21
		適用開始日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
	江蘇省 (除く蘇州)	最低賃金	1,480	1,630		1,770	1,890	
		最低時給	13	14.5		15.5	17	
		適用開始日	7月1日	11月1日		1月1日	7月1日	
	蘇州市	最低賃金	1,530	1,680		1,820	1,940	
		最低時給	13	14.5		15.5	17	
		適用開始日	7月1日	11月1日		1月1日	7月1日	
	浙江省	最低賃金	1,470	1,650	1,860		2,010	
最低時給		12	13.5	17		18.4		
適用開始日		1月1日	8月1日	11月1日		12月1日		
安徽省	最低賃金	1,260		1,520				
	最低時給	13		16				
	適用開始日	7月1日		11月1日				
福建省	最低賃金	1,320		1,500		1,700		
	最低時給	14		16		18		
	適用開始日	8月1日		7月1日		7月1日		
江西省	最低賃金	1,230	1,390	1,530			1,680	
	最低時給	12.3	13.9	15.3			16.8	
	適用開始日	4月1日	7月1日	10月1日			1月1日	
山東省	最低賃金	1,380	1,500	1,600	1,710	1,810		
	最低時給	14.5	15	16	17.1	18.1		
	適用開始日	3月1日	3月1日	3月1日	6月1日	6月1日		

(単位：元)

			2013	2014	2015	2016	2017	2018	
華中	河南省	最低賃金	1,240	1,400	1,600		1,720		
		最低時給	11.7	13.5	15		16		
		適用開始日	1月1日	7月1日	7月1日		10月1日		
華中	湖北省	最低賃金	1,300		1,550		1,750		
		最低時給	14		16		18		
		適用開始日	9月1日		9月1日		11月1日		
華中	湖南省	最低賃金	1,265		1,390		1,580		
		最低時給	12.5		13.5		15		
		適用開始日	12月1日		1月1日		7月1日		
華南	広東省 (除く深セン)	最低賃金	1,550		1,895				
		最低時給	15		18.3				
		適用開始日	5月1日		5月1日				
	深セン市	最低賃金	1,600	1,808	2,030		2,130		
最低時給		14.5	16.5	18.5		19.5			
適用開始日	3月1日	2月1日	3月1日		6月1日				
華南	広西チワン族 自治区	最低賃金	1,200		1,400			1,680	
		最低時給	10.5		13.5			16	
適用開始日	2月1日		1月1日			2月1日			
華南	海南省	最低賃金	1,120		1,270	1,430			
		最低時給	9.9		11.2	12.6			
適用開始日	12月1日		1月1日	5月1日					
西南	重慶市	最低賃金		1,250		1,500			
		最低時給		12.5		15			
		適用開始日		1月1日		1月1日			
	四川省	最低賃金	1,200	1,400	1,500				
		最低時給	12.6	14.6	15.7				
適用開始日	7月1日	7月1日	7月1日						
西南	貴州省	最低賃金	1,030	1,250	1,600		1,680		
		最低時給	11	13	17		18		
適用開始日	1月1日	7月1日	10月1日		7月1日				
西南	雲南省	最低賃金	1,265	1,420	1,570				
		最低時給	11	12	14				
適用開始日	5月1日	5月1日	9月1日						
西南	チベット 自治区	最低賃金			1,400			1,650	
		最低時給			13			16	
適用開始日			1月1日			1月1日			
西北	陝西省	最低賃金	1,150	1,280	1480		1,680		
		最低時給	11.5	12.8	14.8		16.8		
		適用開始日	1月1日	2月1日	5月1日		5月1日		
	西北	甘肅省	最低賃金	1,200	1,350	1,470		1,620	
			最低時給	12.7	13.7	15.5		17	
適用開始日	4月1日	4月1日	4月1日		6月1日				
西北	青海省	最低賃金		1,270			1,500		
		最低時給		12.9			15.2		
適用開始日		5月1日			5月1日				
西北	寧夏回族 自治区	最低賃金	1,300		1,480		1,660		
		最低時給	12.5		14		15.5		
適用開始日	5月1日		11月1日		10月1日				
西北	新疆ウイグル 自治区	最低賃金	1,520		1,670				
		最低時給	15.2		16.7				
適用開始日	6月1日		7月1日						

(注) 上記最低賃金基準は、各省・自治区・直轄市内で区分けを行っている場合、最も高い基準である第一区

以上

SMBC (CHINA) NEWS

SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北楼 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599